

墨田区消費者ニュース

震災に関する消費生活情報～緊急～

震災に便乗した悪質商法や詐欺などにご注意ください！

大規模な地震の後には、地震災害に便乗した点検商法やかたり商法といった悪質商法が横行します。これは、被災地だけでなく周辺の地域でも発生します。耐震診断・耐震工事や、停電への不安に乗じたソーラーシステムなどの発電システムの訪問販売などさまざまです。また、義捐金詐欺や不安をあおるチェーンメールなども考えられます。過去の震災の事例から、これらの手口を知り、今後に備えることが重要です。

過去の震災時にみられた便乗商法の例



- ①「当社と被災家屋の修理契約をすれば、行政から補助金が出る」などと虚偽の勧誘を行い、壊れた住宅の屋根や壁の修理契約を勧誘する。
- ②「ボランティアで、損傷した屋根にブルーシートをかけている」と言って訪問し、その後「応急処置が必要な箇所がある」「ブルーシートをかけるより、今すぐ補修をしたほうが良い」と不安を煽り、高額な契約を急がせる。
- ③「公的機関ではないのに、公的機関を思わせる名称で「家屋の耐震診断をします」というチラシ広告を配布して勧誘、高額な契約をさせる。
- ④「清掃に来ました」「何か困っていることはありませんか」などと、公的機関やボランティア装い、頼んだ後で法外な料金を請求する。
- ⑤電力会社を名乗り「地震後の点検」と言って訪問し、地震による修理と称して高額な料金を請求する。
- ⑥「被災地に送るために古い布団を集めている」と訪問し、布団を寄付した人に「いい布団なので、もったいない。打ち直しをしたほうが良い」と高額な布団のリフォームを勧誘する。

過去の震災時にみられた義援金詐欺の例

日本赤十字社や中央共同募金会の名をかたり、担当者個人と称する銀行口座に義援金を振り込む依頼のハガキや電子メールを送りつける。公的機関を思わせる名称を用いて、自宅を訪問したり、ハガキを送ったりして義援金名目のお金を求める。

消費者へのアドバイス

◆便乗商法、保証金詐欺について

被害に遭いそうになったとき、被害に遭ってしまったときは、すぐに相談してください。

◆義援金詐欺

義援金は、確かな団体を通して送るようにしてください。振込口座がその確かな団体の正規のものであることも確認してください。役所や警察などの公的機関が、電話や訪問により、義捐金や物品の寄付を募ることは絶対にありません。

◆チェーンメールについて

東北地方太平洋沖地震に関連して、現在もチェーンメール、電子掲示板、ミニブログ等で誤った情報が流れているようです。報道や行政機関のホームページ等の信頼できる情報源で真偽を確かめ、これらのチェーンメール等に惑わされないようにしましょう。また、受け取った時は、すみやかに削除して転送はやめて下さい。

震災に伴い電力供給が極めて厳しい状況において、計画停電が実施されます！

停電時の対応策

- ① 暖房器具やアイロン・ドライヤー・電気ポットなど電熱器具は、コンセントからプラグを抜いておく。抜かないままにしておくと、停電終了時に作動し、火災の原因にもなりかねません。
- ② ビルやマンションは、エレベーターや自動ドア、オートロックなどが稼働しなくなります。水道水が一時的に出なくなることがあり、汲み置きを用意しておく。
- ③ 夜間の停電に備えて、懐中電灯と乾電池を用意しておく。
- ④ 冷蔵庫は、3時間程度は冷気が保てるので出来るだけ開閉しない。なお、冷凍庫には保冷剤や水を凍らせた袋などを入れておくと、ある程度は状態が維持できます。
- ⑤ 携帯電話やノートPCなどの通信手段は、あらかじめ充電しておく。
- ⑥ 乾電池で動作するラジオがあれば準備しておく。
- ⑦ 可能であれば外出を控える。交差点の信号機も停止する可能性が高いので、できるだけ公共交通機関を利用する。交通機関の運行状況は、ニュース等で確認する。

■お問い合わせ先：すみだ消費者センター相談室（☎5608-1773）

■相談日時：月曜日～土曜日の9時～16時30分（土曜日は電話相談のみ）

■所在地：墨田区押上2-12-7-215（セトル中之郷内）